対象となる方 (下記全てを満たす方)

- 身体障害者手帳または障害者総合支援法の対象の難病を有する方。
- 身体状況または生活環境等の状況により補装具が必要な方。
- 介護保険制度または労災保険等、他の制度では必要とする補装具 が給付されない方。

対象となる肢体不自由系補装具

障害部位	種目
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具(下肢・靴型・体幹・上肢)、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚杖、プラットホーム杖)※18歳未満のみ:座位保持椅子、起立保持具、排便補助具
心臓機能障害 呼吸器機能障害	車椅子、電動車椅子
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

支給額について

- 〇製品の購入費等の費用と補装具費の支給上限額(*)を比較して、 低い方の額に9割をかけた額を支給します。
- 〇生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、製品の購入等の費用と 補装具費の支給上限額を比較して、低い方を全額支給します。
- 〇利用者本人またはその配偶者の市民税所得割額が46万円以上である場合は、支給対象外です。
- *支給上限額については、厚生労働省ホームページ(補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準)を参照いただくか、ウェルポートせんだい(022-771-6511)にお問合せ下さい。

申請に関するご案内

		種目ごとの流れ	必要書類
歳 未 満	購入の場合		・申請書(★)(〇)・補装具費支給意見書(★)・処方箋(★)・見積書
	修理の場合		・申請書(★)(〇) ・見積書
18 歳以上	購入の場合	以下の種目をご希望の場合、原則、ウェルポートせんだいに来所していただきます。申請後、来所日のご案内があります。 ・義肢(新規、再支給の一部)・装具(新規、再支給の一部)・車椅子(持規、再支給の一部)・電動権子・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置・特例補装具	・申請書(★)(O)
			以下の書類を提出いただく場合、 文書による手続きが可能。来所は 不要となります。 ※電動車椅子、特例補装具を除く。 ・申請書(★)(〇) ・補装具費支給意見書(★) ・処方箋(★) ・見積書
		以下の種目をご希望の場合、原則、ウェルポートせんだいへの来所は不要です。 ※特例補装具は除く。 ・義肢(装飾用義手、足根中足義足、 足趾義足の再支給) ・装具(下肢装具と靴型装具の再支給) ・車椅子(レディメイド)の再支給 ・歩行補助つえ ・歩行器	·申請書(★)(O)
	修理の場合		·申請書(★)(O)

- ※ ★印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。
- ※ 〇印の様式は電子申請をご利用の場合は不要です。
- ※ 不明な場合はウェルポートせんだい (022-771-6511) にお問合せ下さい。

申請方法

☞電子申請の場合(せんだいオンライン申請)

二次元コードを読み取り申請してください。



☞郵送申請の場合

仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい) に申請 書類を郵送してください。申請書類は以下の二次元コードのアク セス先からダウンロードしてください。

※各区・宮城総合支所障害高齢課窓口でも申請が可能です。



問い合わせ・申請書送付先

仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい)

〒981-3133 仙台市泉区泉中央2-24-1 TEL 022-771-6511 FAX 022-371-7313 Eメール wellport-reha@city.sendai.jp



補装具費支給制度のご案内 (肢体不自由)

身体に障害のある方の身体機能を補うために、車椅子や義肢、装 具等の用具を購入・修理するための費用を支給します。



仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい) 令和7年1月